

大学等における修学の支援に関する法律（令和元年法律第8号）による  
修学支援の対象機関となる大学等（確認大学等）に係る確認の辞退について

令和4年7月28日

兵庫県知事

以下の大学等について、確認大学等の確認を辞退する届出があり受理しました。

私立専門学校

確認大学等の名称	確認大学等の所在地	設置者の名称	設置者の主たる事務所の所在地	備考
姫路経営医療専門学校	兵庫県姫路市阿保甲499番地4	学校法人斗南学園	兵庫県姫路市阿保甲499番地4	確認大学等でなくなる日 令和5年3月31日 根拠法令 法第9条第1項第二号